

平成26年度 教育委員会 第4回定例会 議案

1 日 時 平成26年5月26日（月） 午後1時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第7号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議 … 非

<非>第8号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第9号議案 「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「静岡県いじめ問題対策本部」委員の構成 … 非

<非>第10号議案 「静岡県産業教育審議会」委員の任命 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第4回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理等 【学校対象年度末調査の結果】	1
2	平成 25 年度 教職員の健康診断結果及び休職者等の状況	5
3	平成 26 年度第 1 回学力向上連絡協議会	7
4	平成 25 年度 体罰に係る実態把握の結果について	9
5	全国高等学校体育連盟 体罰根絶全国共通ルールについて	11
6	平成 30 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）について	12
7	静岡県スケート連盟について	13
	平成 26 年 6 月の主要行事予定	14
配布 のみ	焼津市花沢地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定	15
8	<非>平成 25 年度静岡県教職員人事評価の評価結果の概要	非
9	富士水泳場天井改修工事について	16

「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理等
【学校対象年度末調査の結果】

(教育政策課)

1 調査の目的

本調査は、「『有徳の人』づくりアクションプラン」及び「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に掲げる重点施策等について、平成25年度末の状況を把握し、「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理のためのデータ収集を目的として実施した。

2 調査項目

(1) 学校対象調査

「『有徳の人』づくりアクションプラン」及び「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に関わる事業等や「学校運営改善事例集」の活用状況に関して、平成26年3月時点での取組状況を調査した。

(2) 教職員対象調査

研修や「静岡県の授業づくり指針」、「教職員のためのメンタルヘルスガイド」、「学校運営改善事例集」等の活用状況について調査した。

(3) 児童生徒対象調査

普段の生活や考え、学校生活の状況、自然体験活動やボランティア活動等について調査した。

3 調査実施概要

(1) 調査対象

- ア 学校対象調査 県内全ての県立学校及び市町立学校・市町立幼稚園（政令市を除く）計827校
- イ 教職員対象調査 抽出校の全ての教職員
小・中学校の15%程度（76校）の教職員1,673人
高等学校の25%程度（29校）の教職員1,284人
特別支援学校の35%程度（12校）の教職員652人 計3,609人
- ウ 児童生徒対象調査 抽出校（教職員対象調査と同一）の全ての小学5年生3,025人、中学2年生3,737人、高校2年生6,220人、特別支援学校84人 計13,066人 ※特別支援学校については、小・中・高等学校の学習指導要領に準ずる教育課程による者を対象とした。

*学校の抽出に当たっては、地域、学校規模、校種等のバランスを考慮した。

(2) 調査方法

- ア 県立学校については、NESを活用して、直接調査した。
- イ 市町立学校については、各市町教育委員会に調査票の配布、回収を依頼して調査した。

(3) 調査期間

平成26年2月21日～平成26年3月20日

4 学校回収率 100%

5 調査結果の概要と対応等

- * アンダーラインを付したものは、昨年度末と比較してポイントが減少していることを示している。
- * ポイントの上昇や減少が顕著なものについては、ゴシックで表記した上で、分析を加えた。

(1) 学校調査 ※県総合計画・県教育振興基本計画の指標の一部を抜粋

ア	社会貢献（奉仕）活動を学校行事や総合的な学習の時間、学校設定科目、部活動などで実施した学校の割合		H23末	H24末	H25末	H29目標
	小	79.0%	75.0%	<u>72.0%</u>	80%以上	
	中	76.8%	75.1%	77.0%	80%以上	
	高	60.8%	54.3%	<u>53.0%</u>	65%以上	
イ	地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合		H23末	H24末	H25末	H29目標
	小	54.2%	56.8%	57.5%	80%以上	
	中	44.4%	46.8%	<u>45.7%</u>	70%以上	
	高	50.0%	46.1%	57.9%	70%以上	
	特	59.4%	81.8%	85.7%	90%以上	

<高校教育課>

専門学科等における外部人材の活用が定着してきていることに加え、普通科においても「総合的な学習の時間」や「特別活動」に外部人材を積極的に活用するようになってきた。教務担当者を対象とする研修会等を通して、積極的な活用を働き掛けた成果があらわれてきている。

ウ	異校種間の連携による教職員同士の交流や、体験入学等における児童生徒同士の交流等		H23末	H24末	H25末	H29目標
	小	98.5%	99.4%	<u>99.1%</u>	98%以上	
	中	97.7%	98.3%	<u>97.7%</u>	98%以上	
	高	75.7%	79.8%	86.8%	90%以上	
	特	87.9%	93.9%	100%	93%以上	

<高校教育課>

保育所、幼稚園等における保育体験実習が定着していることや、中学生一日体験入学等における生徒同士の交流が定着してきているとともに、大学等との連携を積極的に進める高校が増えてきている。

<特別支援教育課>

インクルーシブ教育システムの考え方が特別支援学校だけでなく、障害のある子どもへの保護者及び小学校・中学校・高等学校ともに浸透してきていることで、各校種ともに前向きに取り組むようになってきた。

エ 全国学力・学習状況調査の結果に対する取組

H25末

(ア) 問題を教員が解く機会を設けたか。	小	99.4%	中	91.4%
(イ) 分析支援ソフトを活用したか。	小	91.9%	中	90.2%
(ウ) リーフレットを活用したか。	小	96.9%	中	93.1%
(エ) 何らかの取組を行った学校の割合。	小	97.8%	中	92.5%

<取組内容> ※複数回答可

・チア・アップシート	小	70.5%	中	— %
・過去問題等	小	75.8%	中	87.3%
・市町作成の独自テスト	小	4.7%	中	0%
・学校作成の独自テスト	小	13.0%	中	6.9%
・その他	小	1.9%	中	2.3%

<義務教育課>

平成25年度の静岡県の全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、県・政令市・市町教育委員会代表者会より示された「静岡県の子どもの学力向上のための提言」を受け、ほとんどの学校が調査問題や調査結果を活用したと推測される。

特に「(ア)問題を教員が解く機会を設けた」ことで、調査問題の出題のねらいや学習指導要領が求める学力の理解につながり、「確かな学力」育成のための授業改善が大いに期待される。

また、総合教育センターが作成・配信したチア・アップシートの活用について、平成25年度に引き続き、平成26年度も小学校国語・算数の問題を作成・配信していくことから、更なる活用を研修会等で呼びかけていく。

(2) 教員対象調査 ※県総合計画・県教育振興基本計画の指標の一部を抜粋

ア 研修を役立てた		H23末	H24末	H25末	H29目標
	小	80.7%	95.1%	96.4%	98%以上
	中	74.4%	91.5%	<u>90.5%</u>	95%以上
	高	55.7%	77.2%	80.0%	88%以上
	特	77.5%	94.5%	<u>94.0%</u>	97%以上

(3) 児童生徒対象調査 ※県総合計画・県教育振興基本計画の指標の一部を抜粋

ア 困っている人を手助けする		H23末	H24末	H25末	H29目標
	小	87.0%	87.2%	87.3%	90%以上
	中	84.7%	86.6%	<u>86.2%</u>	90%以上
	高	86.3%	87.7%	88.9%	90%以上

イ 信頼できる先生がいる		H23末	H24末	H25末	H29目標
	小	86.8%	85.7%	<u>83.9%</u>	90%以上
	中	63.9%	68.1%	70.9%	90%以上
	高	62.8%	64.1%	70.1%	90%以上

< 高校教育課 >

目標値とはまだまだ開きがあるものの、不祥事根絶に向けての様々な取組みにより教職員の意識が変化し、高等学校における懲戒処分件数がここ5年間で最も少ない件数（5件）であったことが、数値の上昇につながった一因であると考えられる。

		H23末	H24末	H25末	H29目標
ウ 授業が分かる	小	86.0%	88.0%	<u>87.0%</u>	90%以上
	中	70.2%	71.3%	73.0%	75%以上
	高	64.0%	65.6%	72.1%	70%以上

< 高校教育課 >

新学習指導要領の実施に伴い、授業改善に積極的に取り組む学校が増えた成果と言える。また、週に5日以上、家で勉強をしていると回答した生徒の割合が増加したことも要因の一つとして考えられる。

		H23末	H24末	H25末	H29目標
エ 学校生活に満足して	小	81.0%	83.6%	<u>82.7%</u>	90%以上%
いる	中	71.9%	73.4%	75.7%	80%以上%
	高	66.4%	68.4%	75.5%	70%以上%

< 高校教育課 >

各高等学校が言語活動の充実に取り組んでおり、その結果、自分の考えや成果を発表する機会が与えられていると感じる生徒の割合が増えている。また、授業の内容がよく分かるという回答した生徒や部活動が楽しいと回答した生徒の割合が増加していることも、学校生活に満足している生徒の増加につながっていると考えられる。

6 その他

- (1) 詳細な分析は関係課において行う。
- (2) 調査結果は、各課（室）のほか、各教育事務所、各市町にも提供し、平成26年度の学校訪問等の機会において、各学校に対する指導資料として活用を図る。

平成25年度 教職員の健康診断結果及び休職者等の状況

(福利課)

1 教職員の健康診断結果 (政令市を含む)

(1) 実施状況 (単位:人・%)

区分	受診対象者数(ア)	受診者数(イ) (受診率イ/ア)	左記受診者数(イ)のうち			
			要医療者(ウ) (割合ウ/イ)	経過観察(エ) (割合エ/イ)	異常なし(オ) (割合オ/イ)	未区分等(カ) (割合カ/イ)
県立学校	7,319	7,319(100)	1,831(25.0)	1,896(26.0)	3,435(46.9)	157(2.1)
県教委事務局	488	488(100)	110(22.5)	170(34.9)	208(42.6)	0(0.0)
市町立学校	17,329	17,323(99.9)	4,129(23.8)	4,711(27.2)	7,793(45.0)	690(4.0)
平成25年度計	25,136	25,130(99.9)	6,070(24.2)	6,777(27.0)	11,436(45.5)	847(3.3)
平成24年度計	25,199	25,147(99.8)	5,896(23.4)	7,090(28.2)	11,288(44.9)	873(3.5)
平成15年度計	25,632	25,539(99.6)	3,593(14.1)	5,895(23.1)	13,895(54.4)	2,156(8.4)

(参考) 知事部局の状況: 要医療者割合 H24:31.7% 異常なし割合 H24:35.3%

(2) 要医療者のうち勤務に制限のある者の疾病状況

高血圧症、消化器、肝機能、糖尿病、腎機能による者が5割以上を占めている。

2 教職員の特別休暇(30日以上)・休職者の状況 (政令市を含む)

(1) 校種別の状況 (単位:人) (2) 傷病別の状況 (単位:人)

区分	年度		
	H15	H24	H25
市町立学校	323	373	344
県立学校	130	124	128
事務局	3	4	3
計	456	501	475

区分	年度		
	H15	H24	H25
悪性新生物	51	81	85
精神疾患	132	194	201
脳血管疾患	14	21	22
心疾患	11	8	8
その他(腫瘍、特定疾患等)	248	197	159
計	456	501	475

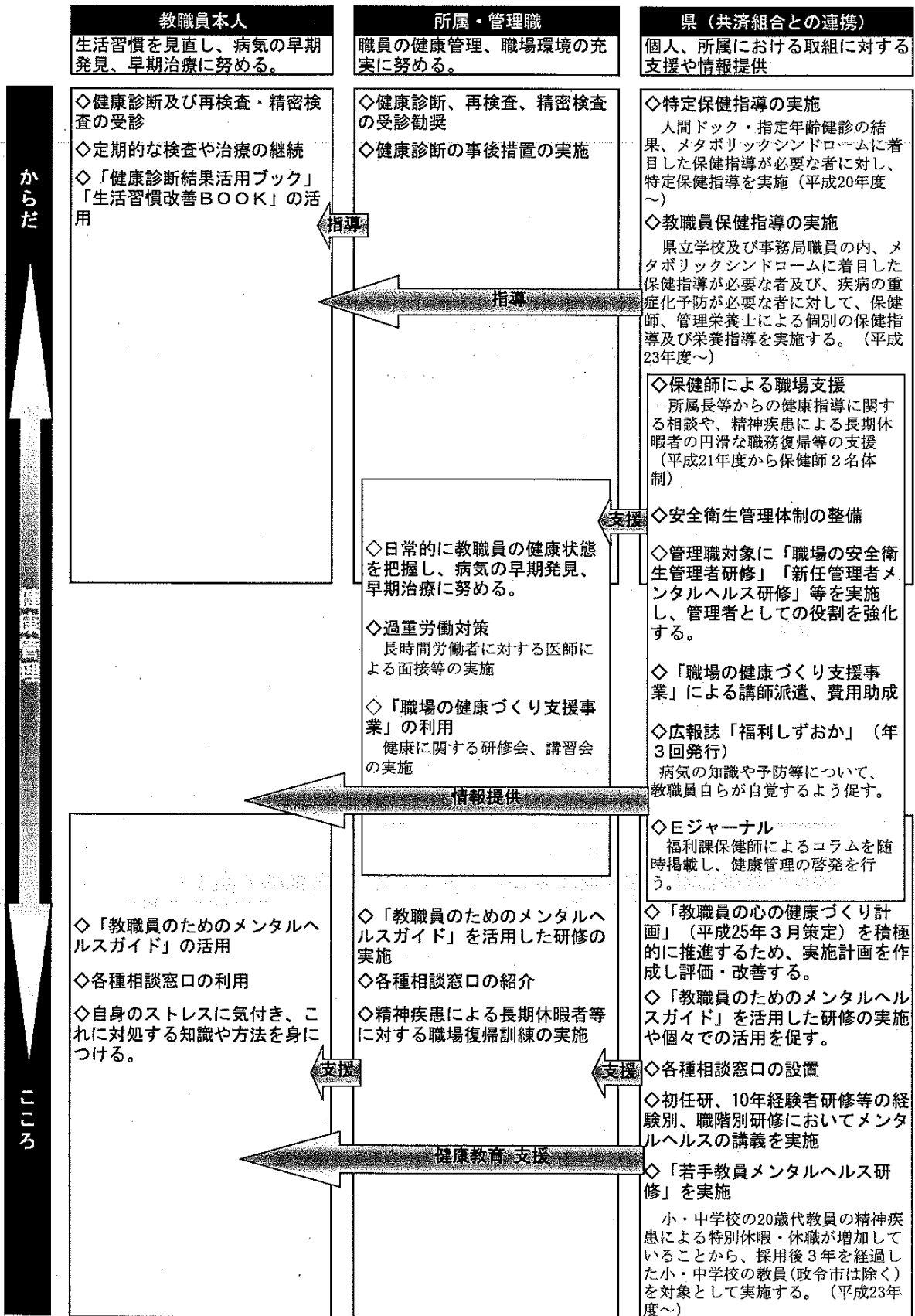
(3) 年代別・性別の状況 (精神疾患) (単位:人)

20代		30代		40代		50代		合計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
11	24	18	22	30	30	48	18	107	94

(4) 特別休暇・休職者の傾向 (精神疾患)

- ・平成25年度において、精神疾患による休職者等は201人と休職者等全体の42%を占める。平成15年度と比較して約1.5倍増加している。
- ・精神疾患の年齢別では50歳代が最も多く、次いで40歳代が多い。50歳代の休職者等は平成15年度の2.2倍の増加となっている。
- ・20歳代については、増加率が最も高く、平成15年度の2.5倍となっている。
- ・平成25年度の健康審査会において、復職等の審査件数の内、再発者が31%を占めている。再発者の内41%の者が、1年以内に再発している。

3 主な取組（平成26年度の重点）



平成26年度第1回学力向上連絡協議会

(義務教育課)

1 事業の目的

県教育委員会と市町教育委員会の学力担当指導主事等が一堂に会して、県内小中学校の学力や授業改善の現状等について情報を共有するとともに、より有効な学校支援の在り方について理解を深める。

2 日時

平成26年5月7日(水) 午後1時30分から4時30分まで

3 参加者

- (1) 各市町・各政令市教育委員会学校教育主管課指導主事等(計40人)
- (2) 各教育事務所地域支援課指導主事等(計26人)
- (3) 総合教育センター総合支援課、専門支援課指導主事等(計25人)
- (4) 県教育委員会義務教育課指導主事等(計13人) (合計104人)

4 内容

- (1) 「授業改善の視点」について
- (2) 平成26年度全国学力・学習状況調査の問題について(国語科、算数・数学科)
- (3) 学校訪問支援について
- (4) グループ協議(地区別)
「地区の現状と平成25年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえた学校支援の在り方について」

5 主な意見

- (1) 教師の指導力向上について
 - ・教師の力量向上(指導力向上)のためには、授業と評価の改善が必要ではないか。
 - ・市町の指導主事による学校訪問指導・支援については、市町間で差が見られ、地域支援課の学校訪問指導・支援が重要となる。
 - ・各校の研修主任への指導機会を大切にしたい。(校内のリーダーの存在は大きい)
 - ・研究校を指定し、学力向上へ向けた授業改善等について研究し、市町内の学校へ研究成果を広めていく。
- (2) 全国学力・学習状況調査への対応
 - ・教員の調査に対する意識は変わってきている。(危機感の高まり)
 - ・分析結果の活用が必須。PDCAサイクルを生かした学校経営が重要。(市教委主導で指導している市もある。)
 - ・放課後学習支援など、ボランティアを募集し対応している。
 - ・リーフレットなどを作成・配布した後の学校への働き掛け、家庭への啓発が重要。
 - ・早期対応策結果を活用して、授業改善につなげていきたい。
- (3) その他
 - ・現場のニーズにあった訪問指導・支援が求められている。
 - ・現場では、点数だけに目が向いている傾向はないか。授業改善に対する共通意識を持つことが必要。(授業改善の視点の活用・・・実態に合わせながら)
 - ・学力が国語、算数・数学だけで語られることへの懸念もある。
 - ・学習意欲の向上も課題と考えている。

6 今後の予定

- (1) 第2回学力向上連絡協議会
平成26年8月28日(木)
平成26年度学力・学習状況調査の結果分析の共有、学校訪問の情報交換
- (2) 第3回学力向上連絡協議会
平成26年12月11日(木)
学力向上に向けた取組の成果と課題の共有、今後の対策についての協議

平成 26 年度第 1 回学力向上推進協議会

(義務教育課)

1 事業の目的

学識経験者と研究実践地区市町教育員会、研究実践校及び県教育員会が一堂に会して、本県の学力について成果や課題を検証し、学力向上のための施策を協議、検討する。

2 日時

平成 26 年 5 月 15 日 (木) 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

3 参加者

- (1) 学識経験者 (2 名)
- (2) 研究実践地区市町教育員会学校教育課長 (2 名)
- (3) 研究実践学校長 (2 名)
- (4) 県教育委員会各課長、人事監、センター支援課長、地域支援課長 (7 名)
- (5) 政令市指導主事、各課指導主事等 (10 名)



4 内容

- (1) 研究実践地区、実践校、各課取組の経過報告
- (2) 協議議題「学力向上に向けての取組」

5 協議

(1) 研究実践校や実践地区からの報告

- ・昨年度の全国学力・学習状況調査の結果を受けて各市町教育委員会や学校が取り組んできた結果、教員の意識が高まり、分析結果や子どもたちの実態から授業改善や全国学力・学習状況調査への対応に向けた実践が行われてきている。
- ・今年度は県が進めている早期対応に参加し、全国学力・学習状況調査の採点をしたり、問題の意図等を把握したりすることで、「子どもたちに付けたい力」がより明確になってきている。
- ・授業改善だけでなく、家庭学習についても保護者に啓発を図っている。

(2) 各課からの報告

- ・子どもの学びを支えるため、対策本部設置や人的配置、広報活動等を実施している。
- ・家庭教育で、家庭学習や読書活動の推進などを啓発するリーフレットの作成をしている。
- ・教員を支える学校訪問や各種研修会等の計画がなされている。

(3) 主な意見

- ・研究実践校だけでなく、どの学校においても意識が高まっており、授業改善や全国学力・学習状況調査への対応は確実に実践されている。
- ・早期対応策で、採点する際、採点基準を定めることが難しかった。
→早期対応策によって判明したことであるが、それが教師の学びとなる。
- ・早期対応策の分析結果を踏まえた、実践へのつなげた方を、指導主事訪問等で例示してほしい。

6 今後の予定

(1) 第 2 回学力向上推進協議会

平成 26 年 9 月上旬予定

今年度の全国学力・学習状況調査の結果の分析

(2) 第 3 回学力向上推進協議会

平成 26 年 11 月予定

学力向上に向けた取組の成果と課題や今後の対策への協議

(3) 各実践校へのサポートチーム派遣

各実践校の授業研究に事前研修と授業公開、事後研修会への参加

平成 25 年度 体罰に係る実態把握の結果について

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

◇ 調査方法 (政令市を除く県内の公立学校を対象)

調査 期間 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

対象 児童生徒や保護者へのアンケート等で把握した体罰事案

1 調査結果

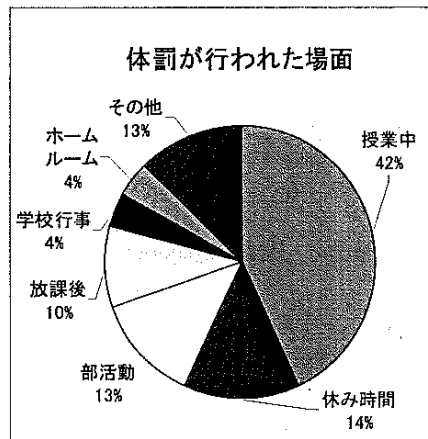
(1) 校種別の体罰の状況

※()は平成 24 年度

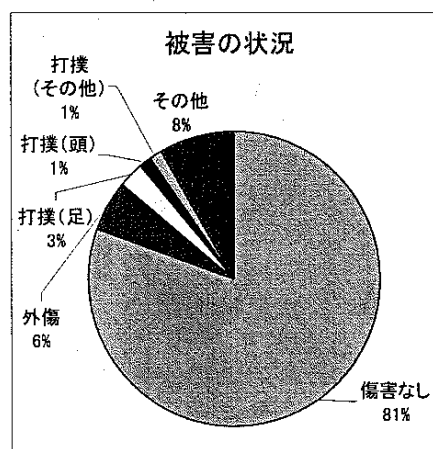
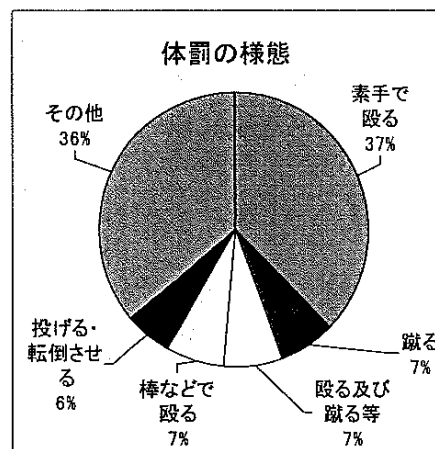
区 分	発生学校数	事案件数	措置対応		措置 検討中
			懲戒	訓告等	
小学校	24(25)	31(34)	1(0)	30(34)	0
中学校	20(32)	27(48)	0(0)	26(48)	1
高等学校	14(41)	14(62)	0(2)	14(60)	0
特別支援学校	0(1)	0(2)	0(0)	0(2)	0
計	58(99)	72(146)	1(2)	70(144)	1

(2) 体罰の内訳

※()は平成 24 年度



体罰が行われた場面	小学校	中学校	高校	特別支援学校
授業中	17(23)	10(6)	5(9)	0(2)
部活動	0(0)	6(26)	3(41)	0(0)
休み時間	2(5)	6(7)	2(4)	0(0)
放課後	3(1)	1(4)	2(2)	0(0)
学校行事	1(1)	0(2)	2(3)	0(0)
ホームルーム	2(2)	1(2)	0(2)	0(0)
その他	6(2)	3(1)	0(1)	0(0)
計	31(34)	27(48)	14(62)	0(2)



※体罰の様態及び被害の状況は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を合わせた件数を基に集計

(3) 昨年度との比較

- ・全校種の事案件数の合計は半減。
- ・高校の事案件数は、前年度比 1/4 以下と大幅に減少。中学校の事案件数は、前年度比約 1/2 に減少。
- ・部活動における体罰が大幅に減少。

2 体罰の根絶に向けた取組

(1) 教育委員・教育長等による学校訪問

- ・学校における取組状況や今後の方策等についての確認

(2) 冊子等の配布による情報提供と校内研修の推進

- ・「平成 26 年度静岡県人権教育の手引き」の全教職員への配布 (H26 年度)
- ・人権教育啓発のためのリーフレットの全教職員への配布
- ・「信頼にこたえる (研修用事例集)」(H24. 6 月配布) に、体罰に特化した研修用事例集を追加発行 (H25 年度)
- ・体罰根絶に向けた特色ある取組やモデルとなる指導事例の発信 (Eジャーナル)

(3) 研修会を活用した教職員への意識啓発

- ・人権教育推進者の研修会 (H26. 6. 17、6. 27、7. 3) において人権感覚を高めることの重要性について触れることで体罰の根絶について意識啓発
- ・初任者研修や経験別研修等、各研修場面における注意喚起や問題提起による教職員一人一人への繰り返しの指導と意識啓発
- ・部活動指導者研修会や高体連研修会における、部活動中の体罰根絶に向けた取組の推進
- ・中体連や高体連の研修会等を利用した指導者への意識啓発

(4) 通知文の送付による周知・徹底及び取組の進捗管理

- ・「教職員の綱紀の厳正保持について(通知)」
- ・「教職員による不祥事根絶に向けた取組について (通知)」
- ・「教職員による体罰根絶の周知・徹底について (通知)」

(5) 静岡県教職員コンプライアンス委員会の開催

- ・静岡県教職員コンプライアンス委員会 (H26. 7. 15) における体罰根絶の方策についての協議

全国高等学校体育連盟 体罰根絶全国共通ルールについて

(スポーツ振興課)

1 要旨

全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」）では、運動部活動での体罰根絶に向け、「体罰根絶全国共通ルール」の制定することとしていることから、その概要について報告する。

2 概要

(1) 制定のねらい

本ルールは体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を幅広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することねらいとする。

(2) 内容

「体罰根絶全国共通ルール」の概要及び制定に伴う通知文については、別紙のとおり。

(3) 全国高体連のスケジュール

- 5月20日 全国高体連理事会で組織決定
- 5月21日 全国高体連から各都道府県高体連に制定について通知
- 5月22日 全国高体連が報道発表
- 6月1日 「体罰根絶全国共通ルール」施行

(件 名)

平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）について

(スポーツ振興課)

1 要旨

平成26年4月21日、全国高等学校体育連盟（以下、「全国高体連」という。）役員が、東海ブロックで開催が予定されている平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下、「全国総体」という。）の開催について、中心開催県である三重県を訪れ、4県に対し正式に開催を依頼した。これを受け、開催4年前になる平成26年8月までに開催承諾書を4県一括で全国高体連に提出することになった。

なお、全国総体は、平成22年度の沖縄県開催で全都道府県を一巡したことで、翌年度より開催経費の一県負担の軽減等を目的に、ブロック単位で開催することになった。今回が約10年に一度の東海ブロック開催の最初の大会となるが、静岡県が中心開催県になるのは、平成49年度の予定である。

2 概要

(1) 大会名 平成30年度全国高等学校総合体育大会

(2) 開催日程 平成30年7月下旬から8月中旬

(3) 開催予定競技

静岡県 体操・新体操、サッカー(女子)、バドミントン、自転車、弓道、相撲〔6競技〕

三重県 陸上競技、水泳(水球)、バレーボール(男子)、バレーボール(女子)、サッカー(男子)、ソフトボール、ハンドボール、ソフトテニス、テニス、登山、柔道、ウエイトリフティング、なぎなた、レスリング、剣道〔15競技〕

愛知県 水泳(競泳・飛込)、バスケットボール、卓球、ボート、フェンシング、少林寺拳法〔6競技〕

岐阜県 ホッケー、カヌー、ボクシング、空手道、アーチェリー〔5競技〕

※中心開催県の三重県は、総合開会式と15競技を実施する。

※岐阜県は、冬季スキー競技を開催する。

(4) 今後の予定

5月28日 市町説明(ふじのくに地域スポーツ推進会議)

(件名)

静岡県スケート連盟について

(スポーツ振興課)

(要旨)

- 1 第69回国民体育大会冬季大会スケート競技選手選考において、県スケート連盟からの記録提出に、虚偽の報告が認められたことから、選考会では記録を訂正した後に、改めて2名の選手を選考した。
- 2 選考会で落選した一部の選手が、県体育協会・スポーツ振興課に対してネット上で批判をした。

(概要)

- 1 これまでの対応
 - (1) 県体育協会と連携し、ヒアリングを実施した。
 - ア 平成26年1月14日(火)
選手選考の方法、強化費の使途、連盟の組織体制等について、今後の対応について報告を求めた。
 - イ 平成26年3月10日(月)
記録提出責任者とネット上での批判者等3名の処分、県スケート連盟の今後のあり方、新たな選手選考方法等への取り組みについて説明を受けた。
 - ウ 平成26年5月12日(月)
県スケート連盟の組織体制の改善について報告を受けた。
 - (2) 補助金の使途について再度調査し、問題ないことを確認した。(23・24年度分は1月、25年度分は4月に実施)
 - (3) 平成26年度の国体強化費312千円(25年度612千円)は、基礎配分のみとした。
- 2 今後の対応
県体育協会及び各競技団体に対し、文書及び各種会議等において、補助金の適正な執行及び国体選手の公正な選考について、さらに指導を徹底していく。
*5月16日付けで県体育協会長に対し文書により指導

(参考)

スケートの国体選手選考方法

スケートの選手選考は、連盟からの推薦に基づき、県体育協会、スポーツ振興課で調整し決定する。その際、各選手のシーズンベストタイムを提出させる。国体参加資格はバッジテストB級以上(AAA、AA、A、B級がある。)であるが、本県はA級以上の選手が少ないので、A級とB級の間県スケート連盟が独自の標準記録を設定し、そのタイムをクリアした選手も将来性などを詳細に審議したうえで、派遣対象としている。

平成25年度は、12月25日(水)に選考会を実施した。

報告事項

平成 26 年 5 月 26 日

(件名)

平成 26 年 6 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
6 / 4 (水) 13:00~	◎教育委員会定例会 (6 月第 1 回)	県庁西館 8 階教育委員会議室
6 / 13 (金) 終日	◎移動教育委員会 (第 2 回)	・浜松市立引佐北部小中学校 ・方広寺
6 / 18 (水) 13:00~	◎教育委員会定例会 (6 月第 2 回)	県庁西館 8 階教育委員会議室

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ

【県議会】

6 月 20 日 (金) 開会

6 月 25 日 (水)・26 日 (木)・27 日 (金)・30 日 (月) 本会議

7 月 2 日 (水)・3 日 (木) 常任委員会

7 月 9 日 (水) 閉会

焼津市花沢地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定

(文化財保護課)

1 要旨

国の文化審議会は、平成26年5月16日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「焼津市花沢伝統的建造物群保存地区」を重要伝統的建造物群保存地区(以下重伝建地区)に選定することを文部科学大臣に答申した。近日中に行われる官報告示を経て、**県内初の重伝建地区が誕生することになる**(現在全国で106地区が選定されており、官報告示により2地区が追加される)。

焼津市花沢は市域北東山間部に位置する山村集落である。江戸時代後期から昭和初期に建てられた「主屋」や道に沿って石垣上に「附属屋」が建ちならぶ景観が特徴的である。また集落はみかん畑や茶畑など周囲の環境と一体となって、特徴ある歴史的風致を形成しており、これらが評価され選定となった。

2 保存地区の概要

(1) 名称

焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

(2) 所在地

焼津市花沢(はなざわ)、吉津(よしづ)及び野秋(のあき)の各一部

(3) 面積

約19.5ヘクタール(東西約240メートル、南北約800メートル)

(4) 地区の基礎データ

- ・人口85人、世帯数27世帯
- ・伝統的建造物(建築物)62—主屋22、附属屋31、蔵5、寺院2、神社2
- ・伝統的建造物(工作物)41—石造物4、石垣28、石積3、石段4、石階段2
- ・環境物件14—河川4、水路8、自然物2

(5) アクセス

焼津駅より車で約10分。焼津市側から国道150号線を静岡市方面に進み、新日本坂トンネル手前を左折。無料観光駐車場から徒歩5分ほどで保存地区内に到達。散策可能。

3 重要伝統的建造物群保存地区とは

伝統的建造物群は文化財保護法により「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされる文化財である。

市町村等は伝統的建造物である建築物や工作物とともに、これと景観上密接な関係にある庭園、水路、石垣等を環境物件として特定する。またこれらを含む歴史的まとまりを持つ地区を伝統的建造物群保存地区として決定し、保存を図る。

国は市町村申出にもとづき、わが国にとって価値が高いと判断されるものを重伝建地区に選定する。



石垣上に附属屋がならぶ景観(焼津市花沢)

(件名)

富士水泳場天井改修工事について

(スポーツ振興課)

1 改修方法

静岡県富士水泳場天井改修工事設計業務受託業者である(株)金丸建築設計事務所から提出された設計書に基づき、膜天井への張替による方法で安全対策工事を実施する。

2 事業費

(単位：千円)

項 目	計	H25	H26	H27
応急対策工事	61,950	61,950		
設 計	15,540	15,540		
安全対策工事	850,000		255,000	595,000
合 計	927,490	77,490	255,000	595,000

3 スケジュール

項 目	H25			H26				H27	
	7	10	1	4	7	10	1	4	7
応急対策工事	←→ (9~12月)								供用開始予定(9月)
設 計	←→ (12~3月)								
安全対策工事	7/15			←→ 9月 契約手続 議会上程 (改修工事 10~12か月)					

参考

① 膜天井の施工実績

施 設 名	建設地	完工年	施工面積	用 途
飛島村すこやかセンター(※)	愛知県	2005年	1,500㎡	プール
函館競馬場	北海道	2009年	1,816㎡	通路
北海道工業大学	北海道	2011年	1,159㎡	体育館
倉敷市プール	岡山県	2012年	約700㎡	プール
下野市ふれあい館	栃木県	2012年	1,149㎡	プール
小松ドーム	石川県	2013年	14,000㎡	多目的

(※)平成26年2月28日、職員が現地視察し、施工後に顕著な問題がないことを確認済み。

② 学識経験者の意見

<ul style="list-style-type: none"> 天井は曲面なので意匠的にも膜天井は馴染みやすい。 曲面の天井は、直線的な化粧断熱ボードよりも膜の方が構造的にも良い。 膜の施工が難しい箇所は、安全ネット設置が順当である。
